

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

潟 上 市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 昭和豊川地域

(1) 現況

本地域は、出羽丘陵の緩傾斜地域等で、沢田等において稲作経営が行われているなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 飯田川金山地域

(1) 現況

本地域は、出羽丘陵の急・緩傾斜混在地域で、勾配差のある沢田等において稲作経営が行われているなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 飯田川和田妹川地域

(1) 現況

本地域は、出羽丘陵から流れ出る天然水を貯水池に貯めた豊富な水資源を活用した稲作地帯である。近年、農薬や化学肥料を使わない「起こさない田んぼのお米」の名前を付した米のブランド化を行っていることもあり、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図り、環境への負荷をできる限り軽減し、持続的で再生産可能な自然農法などの農業生産方式を実施することにより、地球温暖化防止や生物多様性保全といった環境と調和する農業の促進を図ることとする。

4. 旧天王町地域

(1) 現況

本地域は、秋田平野の北部から八郎湖に向かって広がる稲作地帯であり、米のほか、花き、果樹、大豆等を栽培している。近年、高齢化・担い手不足等により、農地や農業用施設を維持していくことが難しくなっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、農家等が協力して、農地法面の草刈りや農業用施設の清掃等の共同活動を促進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5. 旧昭和町地域

(1) 現況

本地域は、出羽丘陵から広がる稲作地帯であり、米のほか、花き、野菜、大豆等を栽培している。近年、高齢化・担い手不足等により、農地や農業用施設を維持していくことが難しくなっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、農家等が協力して、農地法面の草刈りや農業用施設の清掃等の共同活動を促進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

6. 旧飯田川町地域

(1) 現況

本地域は、八郎潟干拓事業による水田が大半を占める稲作地帯であり、米のほか、野菜、大豆等を栽培している。近年、高齢化・担い手不足等により、農地や農業用施設を維持していくことが難しくなっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、農家等が協力して、農地法面の草刈りや農業用施設の清掃等の共同活動を促進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧天王町区域 旧昭和町区域 旧飯田川町区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
②	昭和豊川区域 飯田川金山区域	法第3条第3項第2号に掲げる事業
③	飯田川和田妹川区域	法第3条第3項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

- ・ 地域協議会を事業推進上必要な組織とし、実施体制の中核として位置づけることとする。
- ・ 本制度の評価等を行う第三者委員会は設置しないこととする。
- ・ 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

（1）対象農用地の基準

1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

知事特認：4法指定地域に隣接する旧飯田川町、昭和町

（※農林統計上の旧市町村）

イ 対象農用地

（ア）秋田県知事が地域の実態に応じて指定する地域

1の（1）のアの特認地域内で、次の（a）から（c）までのいずれかの要件を満たす農用地とする。

（a）勾配が田で1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上の農用地（以下「急傾斜用地」という。）であること。

（b）勾配が田で1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地で8度以上15度未満の農用地（以下「緩傾斜農用地」という。）であり、次のアからウまでのいずれかの要件を満たすこと。

ア 一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担（急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の緩傾斜農用地に限る。）していること。

イ 緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率及び耕作放棄率が全国の中山間地域の平均以上（高齢化率30%以上、耕作放棄率：田5%以上、畑、（草地を含む。）10%以上）であること。なお、田及び畑が混在している場合の耕作放棄率は次の式により算出される率以上とする。

$$(5\% \times \text{田面積} + 10\% \times \text{畑面積}) \div (\text{田面積} + \text{畑面積})$$

ウ 自然条件により小区画の田であり、次の（ア）から（イ）までの要件を全て満たすこと。

（ア） 山あいの沢に位置し、ほ場整備が不可能なこと。

（イ） 30a未満の区画の合計面積が団地内の田の合計面積に対して80%以

上であること。

(ウ) 団地内の田の区画の平均面積が20a以下であること。

(c) 自然条件により小区画・不整形な田であり、次の(ア)から(ウ)までの要件を全て満たすこと。

(ア) 団地内の全ての田が不整形であり、ほ場整備が不可能であること。

(イ) 30a未満の区画の合計面積が団地内の田の合計面積に対して80%以上であること。

(ウ) 団地内の田の区画の平均面積が20a以下であること。

(2) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、例えば、地域水田農業ビジョンの担い手名簿に登載された者など地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。